局・区と改革ＰＴの議論資料

局・部名	こども青少年局企画部
担当課名	青少年課

項目名	【整理番号 156、157、158】　放課後事業
局･区の考え方	〔試案〕 １　見直しの考え方 ・重複する事業を整理し、地域のニーズに応じたサービスを提供できる環境を整えるため、公募により地域団体等に学校を開放して放課後事業を実施する ・「子どもの家事業」及び「留守家庭児童対策事業」の実施主体が、学校で実施される事業に参画できる機会を確保する ・時間延長など、サービスに応じた負担を求める ２　見直し内容・留意事項 ・放課後事業については、学校で実施される事業に集約し、「子どもの家事業」及び「留守家庭児童対策事業」への補助金を廃止する（平成 25 年度） ・サービス体系を見直し、収入の確保を図る 〔局・区の考え方〕 ・「いきいき」の見直しに当たっては、地域ニーズに応じた地域主体の運営を目指し、公募の方向で進めているが、新たな運営主体の選定にあたっては、学校施設利用にかかる条件整理、活動時間の延長、保護者負担、指導員の資格要件・単価、災害補償制度、障害児（約２千名）への対応など、多岐に渡る項目に対する検討・分析・整理が必要である。また、公募等の単位や委託業務内容（仕様）、公募手法についても精査が必要である。 ・今後、「いきいき」の機能強化を目指すが、「子どもの家事業」「留守家庭児童対策事業」では、多くの留守家庭児童が参加し保護者の就労対策として機能しているとともに、中高生を含めた障害児の対応も行っている。放課後事業のニーズは様々な要素が２４区２９８校区ごとに偏在しているため、２５年度以降は公募により選定された運営主体がそれぞれの地域における利用者ニーズに応えるようユーザー側の選択に基づいて実施していくとともに、地域の実情にあわせた放課後施策の実施について区とともに検討していく必要がある。特に障害児、留守家庭児童の居場所が急に消失し利用者に大きな混乱を与えないよう慎重に対応していく必要があり、「いきいき」の補完的な役割として現行の留守家庭児童対策を行いつつ、下記のスケジュールに基づき見直しを進めていく。

	スケジュール【案】 ≪２４年度≫ ・「いきいき」の直接実施を通じて課題整理 ・公募手法について検討 ≪２５年度≫ ・「いきいき」の公募による地域主体の運営の実施 ・公募実施後の運営主体による内容検証・課題整理 ・「子どもの家事業」の「留守家庭児童対策事業」への移行もしくは「いきいき」への編入 ≪２６年度以降≫ ・各区の実情に応じた放課後事業の実施 ・なお「いきいき」の保護者負担については、これまで全児童対策として実施してきた経過から、減免措置の導入を図る必要があり、また料金徴収システムの構築や未収金管理の課題がある。今後、25 年度からの公募による新たな「いきいき」の実施状況を見極めたうえで、「いきいき」事業の基本メニューと地域ニーズに応じたオプションメニューの整理を図り、保護者負担金のあり方を含め慎重に検討していく。
参考データ等	・　本市放課後児童施策の現状 ・　児童いきいき放課後事業・再編整備の方向性

本市放課後児童施策の現状

平成24年度当初予算

	児童いきいき放課後事業		留守家庭児童対策事業
	小学校で実施	（子どもの家事業）	（学童保育）
根拠	児童いきいき放課後事業実施要綱	児童いきいき放課後事業（子どもの家事業）補助金交付要綱	大阪市留守家庭児童対策事業補助金交付要綱
目的	全児童を対象として、放課後等に遊びやスポーツなどを通じて児童の健全育成を図る。	地域において、児童の健全育成を図るため、地域の遊び場・活動の拠点とする。	主として小学校１年生から３年生までの留守家庭児童の健全育成を図る。
実施時期	平成４年度	平成元年度	昭和４４年度
設置主体	大阪市	（１）社会福祉法人等の法人と地域の社会福祉協議会とで構成する運営委員会 （２）社会福祉協議会等の公的な団体もしくは公的な団体で組織される運営委員会。	民間 （問わない） 留守家庭児童を１０人以上預る学童保育所に補助
運営主体	・財団法人大阪市教育振興公社に事業委託 ・各実施校では「いきいき活動実行委員会」	同上	同上
箇所数	２９８カ所	２８カ所	１０６カ所
実施場所	市立小学校内	法人の管理する施設又は公的な施設。面積４０㎡以上 （民家等２、保育所８、児童館７、幼稚園２、専用室４、集会所２、公的施設３）	民家９３、民間保育所５、私立学校施設３、集会所４、その他１ 施設面積　児童１人当たり１．７５㎡以上
対象児童	事業実施校区に居住し、参加を希望する学齢児童	１日利用児童数２０名以上 留守家庭児童対策と全児童施策を同時に実施	主として小学校１～３年生に在籍する児童で、放課後帰宅しても保護者等の適切な監護を受けられない児童（必要に応じ小６まで可、障害児は１８歳まで可）
登録数	６２，６８０人	１，８９８人	２，０２１人
利用日時	年間約２９３日 平日：放課後から午後６時まで 土曜日・長期休業中：午前８時３０分～午後６時まで	（補助要件） おおむね年間２９４日以上開設 平日：放課後からおおむね午後６時まで 土曜・長期休業中：１日８時間以上 ※具体的には各施設で設定	（補助要件） 年間２９１日以上開設 平日：１日３時間以上 土曜・長期休業中：１日８時間以上 ※具体的には各施設で設定
保護者負担	利用料無料、災害保険料年500円	利用料原則無料、おやつ等実費可	各施設で設定、平均月20,000円程度
指導員	２名以上 元校長、元教員等の嘱託指導員と地域指導員	補助要件：２名以上配置 （実施主体で確保）	補助要件：１名以上 （実施主体で確保）
24年度予算	歳出　３，２９８，８８０千円 特定財源 （国庫補助）７０１，５５８千円	歳出　５６，９７８千円 特定財源 （国庫補助）１５，３３６千円	歳出　１１１，６８３千円 特定財源 （国庫補助）３７，２２８千円

～児童いきいき放課後事業・再編整備の方向性～

放　課　後　子　ど　も　プ　ラ　ン　（国庫補助事業）

○「放課後子ども教室推進事業」（文部科学省）と「放課後児童健全育成事業」（厚生労働省）を一体的・連携して実施し、放課後等の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりをすすめる。

（文部科学省）「放課後子ども教室推進事業」

補助要件：**全児童**を対象に放課後等の居場所を確保し、様々な体験・活動、地域等との交流を通じ、児童の健全育成を図る。
⇒ （大阪市） 児童いきいき放課後事業

（厚生労働省）「放課後児童健全育成事業」

補助要件：**留守家庭児童**のみを対象として場所を確保し、専任の指導員を配置

⇒ （大阪市） ・留守家庭児童対策事業（学童保育）　・子どもの家事業

今後の「児童いきいき放課後事業」…安定的・持続的な運営をめざして

「児童いきいき放課後事業」は…

・市内小学校児童の50％以上（約6万人≪うち支援を要する児童約2千人≫）が利用者登録、1日の利用者は2万人近い
・開設時間　月～金 ： 放課後～18:00　土曜日・長期休業中 ： 8:30～18:00
・本市小学校児童の放課後の健全育成の場、児童の安心・安全な居場所として定着している
・留守家庭児童も数多く参加しており、放課後の活動場所・居場所として重要な役割を果たしている

課題

1　本市の厳しい財政状況　　2　時間延長のニーズへの対応
3　利用児童数が少ない日（特に土曜日）における効率的運営　　4　事業運営における裁量の度合いが小さく、地域・保護者などが積極的・能動的に取り組めない
5　（財）大阪市教育振興公社への特名随意契約

検討の方向性

1　地域主体による運営に向けた検討・検証
2　保護者負担の課題整理
3　留守家庭ニーズを含めた、各地域の特色・ニーズをふまえた事業運営　　⇒活動時間延長（朝・夕）、土曜日実施の決定　など

⇒こうした検討・検証を行うため、一旦直接実施とし、安全・安心な放課後の居場所を確保しつつ、円滑な引継、業務運営を図るため段階的に移行をすすめていく。

今後の「留守家庭児童対策事業」…安定的な運営をめざして

1　いきいきの時間延長の導入　　2　子どもの家⇒留守家庭児童対策事業（学童保育所）への移行　　3　留守家庭児童対策事業（学童保育所）の継続